

令和4年度補正予算
省エネルギー投資促進支援事業費補助金

(C) 指定設備導入事業
補助対象設備 製品型番登録要領

2023年2月

一般社団法人
Sii 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

〔 本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが
代表幹事として大日本印刷株式会社との共同事業
体で執行する事業です。 〕

1. 全体概要		
1-1 はじめに	2
2. 製品型番登録の概要		
2-1 製品型番登録対象となる設備区分	3
2-2 製品型番登録を行う者の条件	3
2-3 製品型番登録スケジュール	4
2-4 製品型番登録の流れ	5
3. 申請書類一覧及び申請書類の提出		
3-1 申請に必要な書類	6
3-2 申請書類の提出	7
3-3 お問い合わせ先	7
4. 製品型番登録に関する注意事項	8
5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表	9
6. 申請書類		
6-1 「No. 1 補助対象設備登録申請書」	25
6-2 「No. 2 製品型番リスト」	26
7. 個人情報の取得と利用について	27

1. 全体概要

1-1. はじめに

政府は、2015年の長期エネルギー受給見通しにおいて、2030年までに5,030万kl程度のエネルギーを削減することを目標として掲げていました。しかしながら、脱炭素化に向けた世界的な潮流、国際的なエネルギー安全保障における緊張感の高まりなど、2018年の第5次エネルギー基本計画策定以降もエネルギーをめぐる情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱える様々な課題が発生したことを踏まえ、2021年10月に「第6次エネルギー基本計画」が策定され、更なる野心的な目標が掲げられました。産業部門、業務部門において、2030年までに6,200万kl程度のエネルギーを削減することを目標として定められました。

令和4年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」では、これらの実現に向け、業種横断的に導入される「ユーティリティ設備」、及び「生産設備」（以下、「指定設備」という。）について、市場の中でも省エネ性能の高い設備に対して補助を行い、エネルギー消費効率等のさらなる水準の向上を図ります。

本登録要領では、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）及び大日本印刷株式会社（以下「DNP」という。）の2者による共同事業体（以下、「本事業体」という。）が執行する、令和4年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の(C)指定設備導入事業（以下、「本事業」という。）における、補助対象設備の型番登録についてご説明します。

型番登録は、本事業で補助対象とする省エネルギー性能の高い指定設備について、メーカー等の事業者（以下、「製造事業者」という。）から予め登録申請を受け付けるものです。補助対象設備の登録申請の受付・審査はSIIが行います。

本事業の補助対象設備の基準等は原則、「令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」（以下、「令和4年度事業」という。）に準じます。そのため、令和4年度事業で既にSIIに登録されている型番については、各製造事業者に通知の上で本事業の対象設備としても登録いたします。

本事業の基準を満たす製品のうち、令和4年度事業で登録されていない製品の型番について、型番登録を行ってください。

なお、公表する型番情報は補助金の申請者が交付申請時に導入設備を予め選定するために重要な情報であるとともに、事業者に対しても指定設備を広く周知する情報となりますので、趣旨をよくご理解いただき申請してください。

【補足情報】 ※補助金の申請者が交付申請を行う際の事業要件の概要です。詳細は決定次第ホームページでお知らせします。

令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金には、以下の2つの事業区分があります。

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (C)指定設備導入事業 | :特定のユーティリティ設備、生産設備の更新支援 |
| (D)エネルギー需要最適化対策事業 | :エネマネ事業者のエネルギー管理支援サービスによる支援 |

このうち(C)指定設備導入事業は、補助対象設備として登録された指定設備への更新を行う事業を対象に、**設備費を補助対象経費としてその1/3を補助します**。なお、他の要件等については、本事業の公募を開始する際に公表する公募要領等をご確認ください。

2. 製品型番登録の概要

2-1. 製品型番登録対象となる設備区分

製品型番登録の対象となる設備は、SIIが定める基準を満たす以下の設備区分の製品に限ります。SIIが定める基準は、9ページ以降の「5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表」を参照してください。

<ユーティリティ設備>

- | | | |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| ・高効率空調
(業務・産業用エアコン等) | ・産業ヒートポンプ | ・業務用給湯器 |
| ・高性能ボイラ | ・高効率
コージェネレーション | ・変圧器 |
| ・冷凍冷蔵設備 | ・産業用モータ | ・制御機能付き
LED照明器具 |

<生産設備>

- | | | |
|-------|-------------|--------|
| ・工作機械 | ・プラスチック加工機械 | ・プレス機械 |
| ・印刷機械 | ・ダイカストマシン | |

※ 低炭素工業炉はユーティリティ設備に含まれる補助対象設備ですが、製品型番登録の対象外です。

なお、本型番登録に際しては以下の点にご留意ください。

※ 原則、機械設計を伴わない設備を登録すること。

※ 間接補助事業の交付決定後(2023年6月上旬予定)に発注を行い、事業完了日(2024年1月末)までに納入、検収が完了できる設備を登録すること。

2-2. 製品型番登録を行う者の条件

製品型番登録を行うことができる製造事業者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 国内において事業活動を営んでいる法人であること(法人登記している事業者に限る)。
- ② 製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明及び出荷・販売を行える事業者であること(製造物責任法(PL法)に規定する製造業者等)。
- ③ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

2. 製品型番登録の概要

2-3. 製品型番登録スケジュール

- 製品型番登録のスケジュールは以下の通りです。

製品型番登録は登録申請の受付を開始した後、随時受け付け、SIIにて登録審査を終えた製品から順次、本事業の補助事業ポータルに登録し、ホームページで公表します。

【登録開始日】 2023年2月27日(月)

登録は上記の開始日以降、随時受け付け、登録審査を行います。内容に不備がない製品型番は、受理されたのち約3週間程度で登録・公表予定です。

【注意事項】

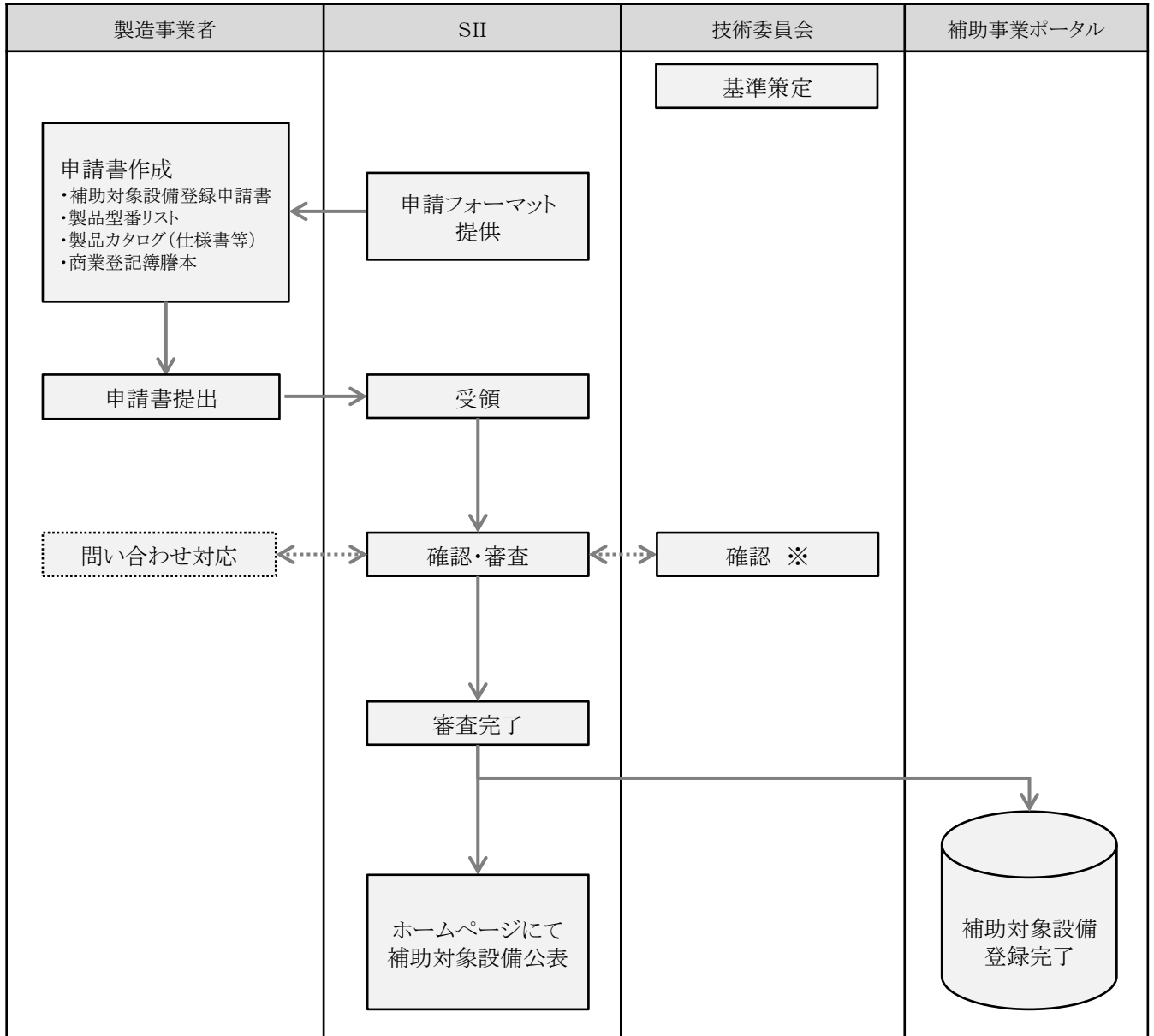
- 申請内容に不備がある場合、不備が解消されるまで型番情報の公表はできません。その場合、予定されている時期より登録・公表が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本事業において登録された製品型番については、**同一の設備を補助対象とする他の事業**でも活用する場合がありますので、予めご了承ください。

2. 製品型番登録の概要

2-4. 製品型番登録の流れ

- 製品型番登録申請を行う製造事業者は、SIIのホームページにて登録手続きに必要な申請フォーマットを取得し、必要事項を入力してください。
- その他の必要書類と合わせて、SIIへ提出してください。
- 必要書類の詳細は、次ページ「3-1. 申請に必要な書類」を参照してください。
- SIIは、審査の結果、基準を満たしていることが確認できた製品型番を、本事業の補助事業ポータルに登録すると同時に、ホームページで公表します。

(参考) 製品型番登録申請から登録完了までの流れ(イメージ)



※申請された製品型番が基準を満たしているか、SIIが外部の技術委員へ確認を行う場合があります。

3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

3-1. 申請に必要な書類

自社が取り扱う製品の型番登録申請を行う際は、以下の申請書類の提出が必要です。提出書類に関する内容確認、あるいは登録審査のために追加で確認すべき事項が生じた場合、確認のためにSIIから問い合わせや、追加書類の提出を求める場合があります。

また、申請された製品型番によっては、製品の性能情報を記載した証憑書類の発行を依頼する場合があります。予めご了承ください。

■提出する申請書類(※1)

No.	書類名	書式		公開時の ファイル 型式	提出時の ファイル 形式	備考
1	補助対象設備 登録申請書	SII 指定書式	ホームページ より ダウンロード	Excel	PDF	設備区分ごとに初回登録 時のみ提出。
2	製品型番リスト	SII 指定書式	ホームページ より ダウンロード	Excel	Excel	新製品等の追加登録の際 は、新しい登録フォーマッ トに必要事項を入力し提 出。
3	製品カタログ (仕様書等)	-	-	-	PDF	登録申請する製品の製品 名、製品型番、能力値等 が確認できる製品カタログ (仕様書等)を提出。(※2 ※3)
4	商業登記簿謄本	-	-	-	PDF	初回登録時のみ提出。 発行から6か月以内の商 業登記簿謄本(履歴事項 全部証明書、又は現在事 項全部証明書)を取得し、 PDFデータ化して提出。

※1 SIIが受理した申請書類は5年間保管し、返却は行いませんので、予めご了承ください。

※2 製品カタログ(仕様書等)は、以下項目の該当箇所にマーカーなどで印を付けて提出してください。

- ・製品型番
- ・能力値

※3 上記の他に、製品型番リストに記載されている内容を確認できる証憑書類の提出を、SIIより求める場合があります。

3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

3-2. 申請書類の提出

申請書類は、以下内容でメールにてSIIへ提出してください。なお、原本の郵送は不要です。

メール宛先	ss-kataban@sii.or.jp
メール件名	【製品型番登録】申請書類の提出（製造事業者名）
添付ファイル	1. 補助対象設備登録申請書(PDFファイル) 2. 製品型番リスト(Excelファイル) 3. 製品カタログ(仕様書等)(PDFファイル) 4. 商業登記簿謄本(PDFファイル)

※メール件名が上記と異なる場合、正しく受け付けされない可能性がありますので、ご注意ください。

※本型番登録においては、令和4年度事業での製品型番登録の有無に関わらず、「1. 補助対象設備登録申請書」を提出していただく必要があります。

※令和4年度事業で登録していない製品型番を登録申請する場合は、「1. 補助対象設備登録申請書」を含めた1.～4. 全ての書類を提出していただく必要があります。

なお、令和4年度事業で登録した製品型番については、通知の上でSIIで本事業の対象設備として登録しますが、改めて上記2.～4. の書類をご提出いただく必要はありません。

※申請書類の内容に確認事項等が発生した場合、製品型番の登録が遅れることや、場合によっては、製品型番の登録ができないことがありますので、ご注意ください。

※提出データの容量が大きい場合(10MB以上)は、ファイル転送サービス等を利用し、提出してください。

※2回目以降の追加登録については、メール件名を「【製品型番登録】追加登録(製造事業者名)」とし、「2. 製品型番リスト」と「3. 製品カタログ(仕様書等)」を添付の上、申請してください。

※1つのメールに1つの「2. 製品型番リスト」と、それに紐づく「3. 製品カタログ(仕様書等)」のみを添付するようし、複数の「2. 製品型番リスト」を提出いただく場合は、製品型番リスト毎にメールを分けて提出してください。

※「2. 製品型番リスト」は新たに追加する設備のみを記載し、すでに申請されている設備は記載せず提出してください。

3-3. お問い合わせ先

問い合わせ先	一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部 製品型番登録担当 TEL : 03-5565-3856 (平日 10:00～12:00、13:00～17:00) MAIL : ss-kataban@sii.or.jp
--------	--

※お問い合わせ時には、「令和4年度補正予算 指定設備導入事業 指定設備の製品型番登録について」と電話対応者にお伝えください。

※通話料が発生しますので、ご注意ください。

※本事業の製品型番登録について、上記以外の電話番号にお問い合わせいただいても、一切お答えできません。必ず上記の問い合わせ先にご連絡ください。

4. 製品型番登録に関する注意事項

製品型番登録を行う製造事業者は、以下の点にご注意ください。補助対象設備登録申請書の提出をもって、以下全ての事項について同意したものとみなします。

1. 申請書類に間違いが無いよう十分注意すること。万一、SIIが間違いを見つけた場合、速やかにSIIの指示に従うこと。
2. 登録申請する製品は、原則、申請時点で出荷・販売されていること。
3. 申請した内容に廃番又は変更(製品に係る性能、仕様、担当者情報等)があった場合、速やかにSIIへ報告を行うこと。変更の内容についてSIIが適切でない判断した場合、SIIの指示に従うこと。
4. 本事業で定める要件は、本事業における対象製品を選定するための要件であり、対象とする製品の安全性、及び性能についてSIIが担保するものではない。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売した製造事業者が責任を負うこと。
5. SIIは、必要に応じて製造事業者への立入検査ができる。製造事業者は、SIIからの検査の求めに応じなければならない。検査の結果、問題や課題が発見された場合、SIIはその製造事業者の製品を対象外とする場合がある。
6. 製品型番登録を行う製造事業者は、全ての申請書類を本事業の終了後から5年間保管し、事業終了後においても、SIIからの閲覧や提出の求めに協力できること。
7. 製品型番登録を行う製造事業者において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。SIIにより虚偽が認められた場合、SIIは当該製造事業者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告させることができるものとする。
8. 前項の報告を受けたとき、SIIはその内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査に必要があると認めるときは、当該製品に関連する資料の提出を命じ、製造事業者の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
9. 前項により製造事業者に不正行為があったと認められたときは、製品型番の登録を取消すとともに、製造事業者の名称及びその内容を公表する場合がある。
10. 登録された情報に虚偽・不正が認められた場合、その事業者の製品型番を全て登録対象外とする場合がある。
11. 前項の規定により対象外として取消す場合、経済産業省 資源エネルギー庁及びSIIの指示に従い適切に処置すること。
12. 製造事業者と補助事業者との間で生じる問題や、製造事業者と製造元、輸入元等との間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないものとする。
13. 経済産業省 資源エネルギー庁が利用目的(対象製品の価格の分析等)を明らかにした上で、製品等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
14. 製造事業者からSIIが受領した製品に係る情報について、当事業を共同で実施する他の企業及び団体に提供することがある。
15. 製品情報について、予め製造事業者に通知した上でSIIが他の補助事業に活用する場合がある。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

① 高効率空調(業務・産業用エアコン等)

▶ 対象設備の基準値(1/3)

種別	性能区分		定格冷房能力 (kW)	〈参考〉 能力クラス	基準値
					APF 2006
1-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	店舗用 (複数組み合わせ 形のもの及び下記 以外のもの)	4方向カセット形	3.6	40形	6.3以上
			4.0	45形	6.2以上
			4.5	50形	6.2以上
			5.0	56形	6.1以上
			5.6	63形	6.1以上
			7.1	80形	6.0以上
			10.0	112形	6.3以上
			12.5	140形	6.0以上
			14.0	160形	5.8以上
		20.0	224形	5.4以上	
		25.0	280形	5.0以上	
		4方向カセット形 以外	3.6	40形	5.4以上
			4.0	45形	5.2以上
			4.5	50形	5.2以上
			5.0	56形	5.1以上
			5.6	63形	5.1以上
			7.1	80形	5.0以上
			10.0	112形	5.4以上
	12.5		140形	5.0以上	
	14.0		160形	4.9以上	
	ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御 するもの) ※「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上 の室内機を接続するものをいう。	8.0	80形	6.0以上	
		10.0	100形	6.0以上	
		11.2	112形	5.8以上	
		14.0	140形	5.5以上	
		16.0	160形	5.2以上	
		20.0	200形	6.0以上	
		22.4	224形	5.8以上	
		25.0	250形	5.6以上	
		28.0	280形	5.4以上	
		30.0	300形	5.2以上	
		33.5	335形	5.0以上	
		40.0	400形	5.0以上	
		45.0	450形	4.8以上	
50.0		500形	4.6以上		
50.4		504形	4.5以上		
設備用 (室内機が床置きでダクト接続形のもの 及びこれに類するもの) ※「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口 にダクトを接続するものをいう。	直吹き形	20.0	224形	5.0以上	
		25.0	280形	5.0以上	
	ダクト形	20.0	224形	4.8以上	
		25.0	280形	4.8以上	

<備考>

- 寒冷地仕様については、性能区分毎の基準エネルギー消費効率に係数(店舗用・ビル用・設備用:0.9)を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。
- ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
- ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。
- 各性能区分の定格冷房能力において、最小の能力未満の設備については、最小の能力における基準値を満たすこと。最大の能力を超える設備については対象外とする。なお、室外機を連結して導入する場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準値を満たしていれば、補助対象とする。
- 区分間の定格冷房能力を有する設備については、その下の能力における基準値を満たすこと。
例)ビル用 定格冷房能力18.0kWの設備→16.0kWの基準値(5.2)を満たすこと
その他、詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー 目標年度が2015年度以降の各年度のもの【業務用】」に準ずる。

■その他の注意事項

- 水冷式は、トップランナー基準がないため補助対象外とする。
- 店舗用の床置き形は、「店舗用・4方向カセット形以外」の基準を満たすこと。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

▶ 対象設備の基準値(2/3)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
		APFp
1-2.ガスヒートポンプエアコン	冷房能力が7.1kW超 28kW未満	1.19 以上
	冷房能力が28kW以上 35.5kW未満	1.32 以上
	冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	1.46 以上
	冷房能力が45kW以上 56kW未満	1.70 以上
	冷房能力が56kW以上 71kW未満	1.80 以上
	冷房能力が71kW以上 85kW未満	1.70 以上
	冷房能力が85kW以上	1.75 以上

<備考>

1. 期間成績係数(APFp)については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。
2. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
3. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。
4. GHPチャラーとして導入する場合は、定格冷房能力を定格ガス消費量(高位発熱量基準)で除して得た数値が1.0以上のものに限る。

■その他の注意事項

- APFp2015の製品カタログ記載値が基準を満たすこと(GHPチャラーを除く)。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

種別	性能区分	基準値
1-3.チリングユニット	空冷式 ※1	3.0 以上 ※1
	水冷式 ※2	3.8 以上 ※2

<備考>

- ※1 冷水または冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。
- ※2 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.8以上のものに限る。

■その他の注意事項

- 空調以外の目的(産業プロセスにおける冷却用途)で使用する場合も、空調の温度条件(JIS B 8613:2019)で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

▶ 対象設備の基準値(3/3)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
1-4.吸収式冷凍機	吸収冷凍機	1.38以上 ※1
	吸収冷温水機	1.21以上 ※2
	廃熱投入型吸収冷凍機(ジェネリンク)	1.38以上 ※3
	廃熱投入型吸収冷温水機(ジェネリンク)	1.21以上 ※4

<備考>

- ※1 空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格消費熱電効率(JIS B 8622 に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.38以上のものに限る。
- ※2 空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、冷房時の定格消費熱電効率が1.21以上のものに限る。
- ※3 冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するものうち、定格消費熱電効率が1.38以上のものに限る。
- ※4 冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するものうち、冷房時の定格消費熱電効率が1.21以上のものに限る。
(定格消費熱電効率：JIS B 8622 で成績係数(COP)として記載されているもののことである)

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

種別	基準値
1-5.ターボ冷凍機	IPLV 7.0以上 ※

<備考>

- ※ 空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるのものであって、期間成績係数(JIS B 8621 に基づいて算出された数値をいう。)が7.0以上のものに限る。

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を超えること。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

② 産業ヒートポンプ

▶ 対象設備の基準値(1/3)

種別	熱源	方式	測定条件		基準値
			温水出口温度 (ΔT : 温水入出口温度差)	外気温度	COP
2-1. 空冷ヒートポンプチラー (温水利用)	空気熱源	循環式	45°C (ΔT : 7°C)	乾球温度: 7°CDB 湿球温度: 6°CWB	3.00

<備考>

※ 温水最高出口温度が45°C以上65°C未満の製品で、表に示す測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

※ COP: 測定条件におけるエネルギー消費効率(加熱能力)/(消費電力)

種別	熱源	方式	測定条件		加熱能力	基準値
			温水出口温度 (ΔT : 温水入出口温度差)	外気温度		COP
2-2. 循環加熱式 ヒートポンプ	空気熱源	循環式	60°C以上65°C以下 (ΔT : 3°C以上7°C以下)	①[中間期] 乾球温度: 16°CDB 湿球温度: 12°CWB	10kW以下	2.15
					10kW超	3.09
				②[夏期] 乾球温度: 25°CDB 湿球温度: 21°CWB	10kW以下	2.50
					10kW超	3.09
				③[冬期] 乾球温度: 7°CDB 湿球温度: 6°CWB	10kW以下	2.00
					10kW超	2.10

<備考>

※ 温水最高出口温度が60°C以上の製品で、表に示す①～③のいずれかの測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

▶ 対象設備の基準値(2/3)

(つづき)

種別	熱源	方式	測定条件		加熱能力	基準値
			温水出口温度 (ΔT : 温水入出口温度差)	熱源水入口温度 / 外気温度		COP
2-3. 温水ヒートポンプ (熱回収・水・空気熱源)	水熱源	循環式	45℃以上65℃未満 (ΔT : 5℃以上10℃以下)	12℃以上22℃未満	100kW以下	4.27
					100kW超	3.79
			65℃以上75℃未満 (ΔT : 5℃以上10℃以下)	0℃以下	—	2.75
				12℃以上22℃未満	100kW以下	2.88
					100kW超	3.19
		75℃以上90℃未満 (ΔT : 5℃以上10℃以下)	12℃以上22℃未満	—	2.20	
			30℃以上40℃未満	—	3.38	
		90℃以上 (ΔT : 5℃以上10℃以下)	12℃以上22℃未満	—	2.74	
			50℃以上	—	4.00	
		一過式	65℃以上75℃未満 (ΔT : 48℃以上)	12℃以上22℃未満	—	4.23
	50℃以上			—	10.19	
	75℃以上90℃未満 (ΔT : 48℃以上)		30℃以上40℃未満	—	3.68	
	水・空気 両熱源	循環式	45℃以上65℃未満 (ΔT : 5℃以上10℃以下)	5℃以上12℃未満	—	2.40
			75℃以上90℃未満 (ΔT : 5℃以上10℃以下)	12℃以上22℃未満	—	2.02
一過式		65℃以上75℃未満 (ΔT : 48℃以上)	12℃以上22℃未満	—	3.96	
空気熱源	一過式	75℃以上90℃未満 (ΔT : 48℃以上)	[中間期] 乾球温度: 16℃CDB 湿球温度: 12℃CWB	—	3.45	

<備考>

※ 温水最高出口温度が45℃以上の製品で、表に示す測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

※ 冷温同時取出し機能を有する製品は、測定条件下における加熱能力と冷却能力の合算値を消費電力で除した値が基準値を満たすこと。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

▶ 対象設備の基準値(3/3)

(つづき)

種別	熱源	方式	測定条件		基準値
			熱風供給温度	その他測定条件	COP
2-4.熱風ヒートポンプ ※1	空気熱源	一過式	80℃以上100℃未満 空気入口温度:20℃	外気温度 乾球温度 25℃CDB 相対湿度 70RH%	3.50
	水熱源	一過式	80℃以上100℃未満 空気入口温度:20℃	熱源水入口温度:30℃ 熱源水入出口温度差:5℃	3.44
		循環式	60℃ 空気入口温度:50℃	熱源水入口温度:30℃ 熱源水入出口温度差:5℃	3.50

<備考>

※1 熱風最高供給温度が80℃以上の製品で、表に示す測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

種別	熱源	方式	測定条件		基準値
			蒸気供給温度	熱源水入口温度	COP
2-5.蒸気発生ヒートポンプ ※1	水熱源	一過式	120℃以上150℃未満	65℃以上	3.50
			150℃以上165℃未満	90℃	3.00
			165℃以上	70℃	2.46

<備考>

※1 蒸気最高供給温度が120℃以上の製品で、表の測定条件において、COPが基準値を満たすこと。

種別	性能区分	基準値
		COP
2-6.施設園芸用ヒートポンプ ※1	空冷式(直膨式に限る)	3.00 以上

<備考>

※1 施設園芸用途仕様(温度範囲:設定温度が10～25℃の範囲を含み、室内機が耐湿性、耐候性を有している)を備えた空冷式のもの。
COPは標準条件と低温条件の平均で加味するが、低温条件のみの暖房COPでも代用できるものとする。
なお、室内機の送風機が圧力型の場合、暖房COPに0.2を加算できるものとする。

■その他の注意事項

・基準値達成確認のため、性能区分の温度条件で計算したCOPが記載された製品カタログや仕様書を必ず添付すること。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

③ 業務用給湯器

▶ 対象設備の基準値

種別	熱源	方式	加熱能力※2	基準値
				年間加熱効率 ※3
3-1.業務用ヒートポンプ給湯器※1	空気熱源	一過式	20kW以下	4.0
			20kW超	3.5

<備考>

※1 温水最高出口温度が65℃以上の製品で、表に示す測定条件において年間加熱効率※が基準値を満たすこと。

※2 (中間期:乾球温度:16℃CDB 湿球温度:12℃CWB)

※3 年間加熱効率:JRA4060にて規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率

※ ハイブリッド給湯器(ヒートポンプユニットと潜熱回収型給湯器で構成されているもの)については、業務用ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器それぞれの基準を満たしていること。

種別	基準値
3-2.潜熱回収型給湯器(ガス・石油) ※1	94%以上 ※1

<備考>

※1 燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気を持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する装置であり、性能基準給湯熱効率(定格)が94%以上(高位発熱量基準)であること。

※ ハイブリッド給湯器(ヒートポンプユニットと潜熱回収型給湯器で構成されているもの)については、業務用ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器それぞれの基準を満たしていること。

④ 高性能ボイラ

▶ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
		ボイラ効率
4-1.蒸気ボイラ ※1	-	95%以上 ※1
4-2.温水ボイラ ※2	-	95%以上 ※2

<備考>

※1 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ — 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

※2 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ — 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。又は、JIS B 8417真空式温水発生機とJIS B 8418無圧式温水発生機における熱効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出された熱効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑤ 高効率コージェネレーション

▶ 対象設備の基準値

種別	基準値(次のいずれかを満たすこと)	
	総合効率	発電効率
5-1.高効率コージェネレーション	82% 以上	41% 以上

<備考>

※ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのうち、JIS B 8121 コージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率又は発電効率(発電端)いずれかの基準を満たすこと(低位発熱量基準)。

■その他の注意事項

- ・コージェネレーション設備によって生産された電力と熱を、全て自家消費するものを補助対象とする。

⑥ 変圧器

▶ 対象設備の基準値

種別	性能区分		基準(エネルギー消費効率)達成率	
6-1.油入変圧器 ※絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	125%以上
		60Hz	500kVA以下	
	三相	50Hz	500kVA以下 500kVA超	
		60Hz	500kVA以下 500kVA超	
6-2.モールド変圧器 ※樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	
		60Hz	500kVA以下	
	三相	50Hz	500kVA以下 500kVA超	
		60Hz	500kVA以下 500kVA超	

<備考>

- 定格一次電圧が600Vを超え、7,000V以下のものであって、かつ、交流の電路を使用する変圧器。但し、以下のものを除く。
①絶縁材料としてガスを使用するもの、②H種絶縁材料を使用するもの、③スコット結線変圧器、④3以上の巻線を有するもの、⑤柱上変圧器、⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの、⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2,000kVAを超えるもの、⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの、⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの、⑩風冷式又は水冷式のもの。
- エネルギー消費効率については、JIS C 4304及びJIS C 4306に規定する測定方法により測定した無負荷損(W)及び負荷損(W)から得られる全損失(W)とする。
- JIS C 4304及びJIS C 4306に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、表内の区分毎に油入変圧器は1.10を、モールド変圧器は1.05を、それぞれ算定式に乗じた値を目標基準値とする。

その他、詳細はトップランナー制度「変圧器 目標年度が2014年度以降の各年度のもの」に準ずる。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑦ 冷凍冷蔵設備

▶ 対象設備の基準値(1/2)

種別	性能区分		基準値
			2016年省エネ基準達成率
7-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫	縦型※1	100%以上
		横型※2	
	冷凍冷蔵庫	縦型※1	
		横型※2	
7-2.電気冷凍庫	冷凍庫	縦型※1	
		横型※2	

<備考>

※ インバータを搭載しているものを対象とする。

※1「縦型」とはJIS B 8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位ミリメートル)が1000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。

※2「横型」とは、外形高さ寸法が、1000ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう。

■その他の注意事項

- 詳細はトップランナー制度「電気冷蔵庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷蔵庫】」、「電気冷凍庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷凍庫】」に準ずる。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

▶ 対象設備の基準値(2/2)

(つづき)

種別	性能区分					基準値
	外気の遮断	形状	温度帯	冷却方式	扉の形態	2020年省エネ基準達成率
7-3.冷凍機内蔵形ショーケース	クローズドタイプ	箱形	冷蔵	冷気強制循環形	スイング※3	100%以上
		四面・五面ガラス式			スイング※3	
		リーチイン(冷凍機が下置きのもの)			スライド※4	
		スイング※3				
	オープンタイプ	ガラストップ式	冷凍	冷気自然対流形	スライド※4	
				冷気強制循環形		
		多段形(天井吹出形)(薄形)※1	冷蔵	中温	冷気強制循環形	
				高温		
				低温		
				中温		
平形(片面)※2	冷凍	低温				
		中温				

<備考>

※1「薄形」とは、JIS B8631-1(2011)に規定する最大外形寸法に基づく奥行き(以下「製品奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)が800ミリメートル未満のものをいう。

※2「片面」とは、JIS B8631-1(2011)に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。

※3「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回転させて開閉する扉の形態をいう。

※4「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。

■その他の注意事項

- ・詳細はトップランナー制度「ショーケース(目標年度が2020年度以降の各年度のもの)」に準ずる。
- ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

種別	性能区分	基準値
	蒸発温度/庫内温度 ※2	成績係数 ※3
7-4.コンデンシングユニット ※1	蒸発温度 -10℃	1.33以上
	蒸発温度 -40℃	0.57以上
7-5.冷凍冷蔵ユニット ※1	庫内温度 10℃以上	1.30以上
	庫内温度 5℃	1.23以上
	庫内温度 0℃	1.17以上
	庫内温度 -20℃	0.62以上
	庫内温度 -25℃	0.60以上

<備考>

※1 JIS B 8623:2002における試験方法で規定もしくは測定された、容積形圧縮機と水冷式又は空冷式(リモート式を含む)凝縮器並びに受液器などの附属機器からなるコンデンシングユニット及び、コンデンシングユニットの派生製品である冷凍冷蔵ユニットで、インバーター方式又は、5段階以上の容量制御が可能であること。

※2 複数の性能区分に対応する設備の場合は、基準値を満たすいずれかの区分での申請であること。

※3 各蒸発温度(吸い込み圧力に対する飽和温度)又は庫内温度における、冷凍能力を消費電力で除して算出した数値。

■その他の注意事項

- ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑧ 産業用モータ

▶ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値※1			
		2極	4極	6極	
8-1. 産業用モータ※2 ※3 ※4 (産業用モータ単体・ポンプ・ 圧縮機・送風機)	60Hz	0.75kW	77.0%	85.5%	82.5%
		1.1kW	84.0%	86.5%	87.5%
		1.5kW	85.5%	86.5%	88.5%
		2.2kW	86.5%	89.5%	89.5%
		3.7kW	88.5%	89.5%	89.5%
		5.5kW	89.5%	91.7%	91.0%
		7.5kW	90.2%	91.7%	91.0%
		11kW	91.0%	92.4%	91.7%
		15kW	91.0%	93.0%	91.7%
		18.5kW	91.7%	93.6%	93.0%
		22kW	91.7%	93.6%	93.0%
		30kW	92.4%	94.1%	94.1%
		37kW	93.0%	94.5%	94.1%
		45kW	93.6%	95.0%	94.5%
		55kW	93.6%	95.4%	94.5%
		75kW	94.1%	95.4%	95.0%
		90kW	95.0%	95.4%	95.0%
		110kW	95.0%	95.8%	95.8%
	150kW	95.4%	96.2%	95.8%	
	185~375kW	95.8%	96.2%	95.8%	
	50Hz	0.75kW	80.7%	82.5%	78.9%
		1.1kW	82.7%	84.1%	81.0%
		1.5kW	84.2%	85.3%	82.5%
		2.2kW	85.9%	86.7%	84.3%
		3kW	87.1%	87.7%	85.6%
		3.7kW	87.8%	88.4%	86.5%
		4kW	88.1%	88.6%	86.8%
		5.5kW	89.2%	89.6%	88.0%
		7.5kW	90.1%	90.4%	89.1%
		11kW	91.2%	91.4%	90.3%
		15kW	91.9%	92.1%	91.2%
		18.5kW	92.4%	92.6%	91.7%
		22kW	92.7%	93.0%	92.2%
		30kW	93.3%	93.6%	92.9%
37kW		93.7%	93.9%	93.3%	
45kW		94.0%	94.2%	93.7%	
55kW	94.3%	94.6%	94.1%		
75kW	94.7%	95.0%	94.6%		
90kW	95.0%	95.2%	94.9%		
110kW	95.2%	95.4%	95.1%		
132kW	95.4%	95.6%	95.4%		
160kW	95.6%	95.8%	95.6%		
200~375kW	95.8%	96.0%	95.8%		

<備考>

※1 JIS C 4034-2-1に規定する方法により測定した数値を用い、出力(入力ー全損失)を入力(W)で除した数値(%)とする。

※2 インバータ制御により、省エネ化を図るものを対象とする。

(インバータ制御が一体となる設備であること、又はインバータ制御盤を追加設置すること。なお、既設のインバータ設備を流用する場合は、対象外とする。)

※3 IECが定めたIE3以上のモータは、基準を満たしているとみなし補助対象とする。

※4 3定格(6定格)を含む場合の200V/60Hz(400V/60Hz)については、トップランナー基準を満たしていれば、IE3相当とみなし、補助対象とする。

■その他の注意事項

- ・詳細はトップランナー制度「産業用モータ 目標年度が2015年度以降の各年度のもの」に準ずる。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑨ 制御機能付きLED照明器具

▶ 対象設備の基準値 調光制御機能等※を有する照明器具

種別	基準値(照明器具について)	
	光源色	固有エネルギー消費効率
9-1.無線式調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上
9-2.有線式調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上
9-3.人感・明るさセンサ付 調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100lm/W以上
	温白色・電球色	50lm/W以上

<備考>

※本事業における調光制御設備(無線式、有線式、人感・明るさセンサ付)の定義は以下の通りとする。

1. 照明器具

照明器具は次による。

- (1) 電気用品安全法等の国内法規に準じたもの。
- (2) 商用電源により点灯するものに限る。但しコンセントより給電する照明器具は対象外とする。
- (3) 既設照明器具の改造を伴う場合は対象外とする。
- (4) 蛍光ランプ、白熱電球、放電ランプ、電球形LEDランプと互換性を有する口金をもつものは対象外とする。

2. 調光制御設備

原則、同一メーカーの連続調光照明器具と照明制御器の組み合わせとするほか、次による。

2-1. 連続調光器具

調光制御システムと組み合わせる器具は、調光信号により出力を連続的に制御し、調光下限値を35%以下としたものとする。

2-2. 照明制御器

- (1) 照明制御器は、センサ、照明制御部等で構成し、センサからの情報及びあらかじめ設定された条件から照明器具の光出力又は点滅を制御できるものとする。
- (2) 調光信号を送出し、25台以上の照明器具を制御できるものとする。

2-3. 無線式

無線通信機器付照明器具と無線通信機能付照明制御機器の組合せにより制御するシステムとする。

2-4. 有線式

専用の調光信号線により、連続調光器具と照明制御器を接続し制御するシステムとする。

3. センサ

照明制御器のセンサおよびセンサ付き器具のセンサは、次による。

3-1. 明るさセンサ

明るさセンサが感知した光量に応じて調光できるものとする。

3-2. 人感センサ

- (1) 人感センサは、センサから直線距離2.5m以上検知できるものとする。
- (2) 消灯と減光は切り換えられるものとし、減光時の光束は感知時の全光束に対しての比率で30%以下で設定されているものとする。

4. 制御

調光制御設備の導入に当たり、以下の制御の内、一つ以上の制御を採用すること。

(1) スケジュール制御

あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する。

(2) 明るさセンサによる一定照度制御

明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する。

(3) 在／不在調光制御

人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する。なお、調光制御にあたっては、緩やかに調光できるものとする。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

生産設備

▶ 対象設備の基準値

生産設備における補助対象設備の基準は、下表の通りとする。

項目	内容
1	2012年以降に販売が開始されたモデルであること。 (最新モデルである必要はないが、中古品は対象外である。)
2	生産性の向上に資するものの指標(エネルギー効率、生産効率※)が同一の製造事業者における一代前モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること。

<年平均1%以上について>

(例) 登録製品型番販売開始年:2018年、同一製造事業者内の一代前モデル販売開始年:2015年の場合、生産性の向上に資するものの指標は3(2018-2015)%以上(年平均1%以上のため)向上している必要がある。

※指標として「生産効率」を選択する場合は、同一生産量を製造した際にエネルギー使用量が削減されていること。

▶ 補助対象となる種別

上記基準を満たした以下設備のうち、次ページ以降に記載のある種別が対象となります。

- ⑩ 工作機械
- ⑪ プラスチック加工機械
- ⑫ プレス機械
- ⑬ 印刷機械
- ⑭ ダイカストマシン

上記設備ごとの対象となる設備および要件については、次ページ以降参照。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑩ 工作機械

▶ 対象種別

種別	設備要件
10-1.旋盤(ターニングセンタ含む)	JIS B 0105:2012に基づき旋盤またはターニングセンタに分類され、数値制御(NC)機能を有するもの
10-2.マシニングセンタ	JIS B 0105:2012に基づきマシニングセンタに分類されるもの
10-3.レーザ加工機	主にJIS B 0105:2012に規定するNo.13500～13503に該当し、ファイバーレーザ発振器又はDDL発振器を搭載するもの
10-4.フライス盤	JIS B 0105:2012に基づきフライス盤に分類され、数値制御(NC)機能を有するもの
10-5.研削盤	JIS B 0105:2012に基づき研削盤に分類され、数値制御(NC)機能を有するもの
10-6.歯車加工機	JIS B 0105:2012に基づき【i】歯切り盤及び歯車仕上げ盤】に分類され、数値制御(NC)機能を有するもの
10-7.放電加工機	JIS B 0105:2012に規定するNo.13100～13103に該当し、数値制御(NC)機能を有するもの

<備考>

- 油圧ユニットがインバータ方式もしくはアキユムレータ仕様のもの、又は油圧を使用していないもの。(10-3.レーザ加工機を除く。)
- 制御装置等の単独導入は対象外。

⑪ プラスチック加工機械

▶ 対象種別

種別	設備要件
11-1.射出成形機	JIS B 8650:2006に基づき射出成形機に分類されるもの
11-2.押出成形機	JIS B 8650:2006に基づき押出成形機に分類されるもの これに付随してフィルム、シート、パイプ、ペレット、フィラメント、ヤーン等への成形、ラミネート加工、被覆、成形品の巻き取り等を行う装置を含む。
11-3.ブロー成形機	JIS B 8650:2006に基づきブロー成形機に分類されるもの
11-4.真空・圧空成形機※	プラスチックのフィルム、シート、プレート等を加熱軟化、型にセットし、型との間を真空にする又は圧縮空気によって型に密着させて形を整え、冷却して成形するプラスチック加工機械

<備考>

- ※ 真空及び圧縮空気を併用する成形機も含む。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑫ プレス機械

▶ 対象種別

種別	設備要件
12-1.サーボプレス	主にJIS B 0111:2017に規定する1059 機械サーボプレス、2037 液圧プレスに該当するもの
12-2.プレスブレーキ	主にJIS B 0111:2017に規定する1048 機械式プレスブレーキ、2024 液圧プレスブレーキ、2025 油圧プレスブレーキ、2026 C型、油圧プレスブレーキ、2027 ストレートサイド形油圧プレスブレーキに該当するもの
12-3.パンチングプレス(レーザ複合機含む)	主にJIS B 0111:2017に規定する3004 タレットパンチプレス、3005 シングルパンチプレスに該当するもの(レーザ複合機を含むものも対象)

⑬ 印刷機械

▶ 対象種別

種別	設備要件
13-1.印刷機(有版)	印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、版を有するもの(産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当しないもの)
13-2.デジタル枚葉印刷機	印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当する枚葉印刷機で、B2サイズ以上のもの
13-3.連帳デジタル印刷機	印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当する連帳印刷機

<備考>

- ※ 印刷機(有版)印刷版区分(オフセット)のBF輪転機、シールラベル印刷輪転機、菊全以上の枚葉印刷機、及び印刷版区分(凸版)の輪転機(フレキソを除く)については、UV乾燥機能を有するものに限る。
- ※ 新聞輪転印刷機は対象外。
- ※ 大判プリンターは連長(ロール式)及び枚葉(フラットベット)方式ともに対象外。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑭ ダイカストマシン

▶ 対象種別

種別	性能区分	設備要件
14-1.コールドチャンバー※1	サーボ油圧ポンプ式	電動サーボモーター付き油圧ポンプにより、ダイカストマシンを作動、もしくは制御するもの
	電動稼働式	電動モーターにより、ダイカストマシンの型締部、射出部又は押出部のいずれかを作動、もしくは制御するもの
14-2.ホットチャンバー※2	サーボ油圧ポンプ式	電動サーボモーター付き油圧ポンプにより、ダイカストマシンを作動、もしくは制御するもの
	電動稼働式	電動モーターにより、ダイカストマシンの型締部、射出部又は押出部のいずれかを作動、もしくは制御するもの

<備考>

※ ダイカストマシンとは、一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T<用語編>に規定されるダイカストマシン(金型を締付け、また、開くための型締部、溶湯を金型内に圧入するための射出部、製品を金型から押出すための装置を備え、さらにこれらを作動、もしくは制御するための油圧装置、電気装置などを持つ鑄造機械)をいう。

※1 一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T<用語編>に規定されるダイカストマシンのうち、加圧チャンバー室が溶湯の中にないもの。

※2 一般社団法人日本ダイカスト協会のダイカストの標準DCS T<用語編>に規定されるダイカストマシンのうち、加圧チャンバー室が溶湯の中にあるもの。

6. 申請書類

6-1. 「No. 1 補助対象設備登録申請書」

この書式は、SIIホームページからダウンロードの上、出力のこと。

西暦 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 村上 孝 殿

住所

会社名

代表者名

令和4年度補正予算
省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (C)指定設備導入事業
補助対象設備登録申請書

令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (C)指定設備導入事業における補助対象設備登録の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブに提出するにあたり、『令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (C)指定設備導入事業 補助対象設備 製品型番登録要領』の定めに従うことを承知のうえ、申請します。なお、本申請にあたっては、当社内で必要な承認または確認手続きを行っております。

*: 入力必須項目

○個人情報の取得及び利用に関する同意(*)

私(当法人)は、令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (C)指定設備導入事業の補助対象設備を登録申請するにあたり、「別紙 個人情報の取得及び利用に関する同意事項」を確認し、これについて同意します。

製造事業者情報	会社情報			
	会社名カナ(*)			
	会社名(*)			
	会社法人等番号(*)		代表電話番号(*)	
	連絡先(管理担当)			
	郵便番号・住所(*)	〒		
	部署名(*)		役職	
	氏名カナ(*)	セイ	メイ	
	氏名(*)	姓	名	
	電話番号(*)		携帯電話番号	
メールアドレス(*)				

登録希望設備／種別(*)	ユーティリティ設備	Check
	高効率空調(電気式パッケージエアコン)	
	高効率空調(ガスヒートポンプエアコン)	
	高効率空調(チリングユニット)	
	高効率空調(吸収式冷凍機)	
	高効率空調(ターボ冷凍機)	
	産業ヒートポンプ(空冷ヒートポンプチラー)	
	産業ヒートポンプ(循環加温式ヒートポンプ)	
	産業ヒートポンプ(温水ヒートポンプ)	
	産業ヒートポンプ(熱風ヒートポンプ)	
	産業ヒートポンプ(蒸気発生ヒートポンプ)	
	産業ヒートポンプ(施設園芸用ヒートポンプ)	
	生産設備	Check
	工作機械(旋盤(ターニングセンタ含む))	
	工作機械(マシニングセンタ)	
	工作機械(レーザ加工機)	
	工作機械(フライス盤)	
	工作機械(研削盤)	
	工作機械(歯車加工機)	
	工作機械(放電加工機)	

ユーティリティ設備	Check
業務用給湯器(業務用ヒートポンプ給湯器)	
業務用給湯器(潜熱回収型給湯器)	
高性能ボイラ	
高効率コージェネレーション	
変圧器	
冷凍冷蔵設備(電気冷蔵庫・電気冷凍庫)	
冷凍冷蔵設備(冷凍機内蔵形ショーケース)	
冷凍冷蔵設備(コンデンシングユニット)	
冷凍冷蔵設備(冷凍冷蔵ユニット)	
産業用モータ	
制御機能付きLED照明器具	
生産設備	Check
プラスチック加工機械(射出成形機)	
プラスチック加工機械(押出成形機・ブロー成形機)	
プラスチック加工機械(真空・圧空成形機)	
プレス機械	
印刷機械	
ダイカストマシン	

7. 個人情報の取得と利用について

1. 個人情報の取得について

SIIは、執行する令和4年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」(以下「本事業」といいます。)の実施に関わる指定設備型番登録のため、以下「2.」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「3.」に記載する利用目的で利用し、「5.」に記載する範囲・目的で提供することに、製造事業者は同意するものとします。

SIIの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

2. 取得する情報

SIIは、指定設備型番登録開始から本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得します。

- ① 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の製造事業者情報
- ② 製造・販売する設備の製品名、型番、性能値等の情報
- ③ その他、本事業に必要な情報

なお、製造事業者等がSIIに提供する上記の情報に、コンソーシアム事業者情報等、製造事業者が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供およびSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

3. 利用目的

SIIは「2.」で取得した情報を、以下の目的で利用します。

- ① 指定設備型番登録の審査、管理、連絡等
- ② 指定設備型番登録以降の本事業の申請、審査、管理、事業進捗状況の把握等
- ③ SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ その他、本事業の運営に必要な業務

4. 第三者への提供について

SIIは「2.」で取得した情報を、以下の場合および「5.」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 指定設備型番登録における提供先及び提供情報について

指定設備型番登録では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先に指定設備型番登録で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国等	・ 本事業の申請状況・効果分析 ・ その他省エネに資する調査・研究等	2.①②③	メール、Webストレージ等	
一般	・ 登録事業者名、製品名、型番の確認 ・ 本事業のうち指定設備導入事業の公募 ・ 省エネルギー効果の試算・把握等	製造事業者名、 製品名 等	SII HPへの掲載、 補助事業ポータル、 省エネ計算サイト等	

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「9.」に示す外部委託先は提供先として扱わない

6. 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等で省エネルギー分野における技術やサービスのさらなる向上に寄与することを目的として、「2.」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。

https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

7. 個人情報の取得と利用について

7. 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

8. 共同利用

取得した「2.」の情報は、「3.」の利用目的で、本事業体を構成するDNPと共同利用します。

●DNPの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://www.dnp.co.jp/privacy/>

9. 外部委託

SIIは「2.」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理および保護を行います。

10. 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口>

一般社団法人環境共創イニシアチブ

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp

製品型番登録に関するお問い合わせ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

令和4年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金
(C)指定設備導入事業

製品型番登録に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-3856

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

MAIL: ss-kataban@sii.or.jp

ホームページ: <https://sii.or.jp/>